平成３０年（フ）第７３９号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目１番14―720号、住民票上の住所大阪府枚方市片鉾東町29番10号
債務者　佐々木正司
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７９２号
大阪市平野区瓜破２丁目１番38号　305号
債務者　暫こと　岩渕　龍夫
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８１１号
大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目１番７号
債務者　大藪　和正
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８１８号
大阪市生野区巽北２丁目14番18号　ゴッドフィールドⅢ　603号、前住所大阪府箕面市半町４丁目16番２号（203号）
債務者　山田　清一
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９６７号
大阪府東大阪市南四条町７番10号
債務者　東　佐都美
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１６号
岡山県勝田郡勝央町美野1184番地１
債務者　檜尾　桂一
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第４２号
香川県さぬき市津田町津田3097番地１
債務者　犬伏　祐二
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４３号
香川県さぬき市津田町津田3097番地１
債務者　犬伏　和子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６０号
長崎県長崎市愛宕４丁目４番２―301号
債務者　中ノ瀬ヤヱ子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１７号
青森県三戸郡階上町大字角柄折字大渡11番地150
債務者　工藤末五郎
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１０１９号
仙台市泉区南光台１丁目67番３号
債務者　阿部美惠子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第７１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字林合10番地の１　Ｅ302、従前の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町湊浜字砂山21番地　ボヌール七ヶ浜102
債務者　森川　和宏
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第８５号
宮城県富谷市太子堂２丁目７番９―102号
債務者　及川　　章
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１５３号
仙台市宮城野区原町２―２―15　西村ビル201横森知佐子方、住民票上の住所宮城県名取市相互台２丁目15番地の９
債務者　安達　信一
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３６号
茨城県稲敷郡阿見町岡崎２丁目８番地19　福祉住宅わかくさ347号室
債務者　加園　正喜
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第３３号
茨城県筑西市丙10番地、前住所茨城県筑西市乙451番地１　ル・リアン104
債務者　野寺　美幸
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第３５号
茨城県筑西市丙63番地２、前住所茨城県筑西市西方1618番地12
債務者　草野　静幸
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部